



広報

とね

茨城県北相馬郡利根町役場
昭和47年11月20日発行 No. 103



写真で見る町民運動会

(10月27日利根中にて撮影)

◀ムカデ競走 — ひとりごころばみ
んながころぶ。5人の心がひとつに
ならないと入賞はむずかしい……。

題して食欲の秋 — パン、
エビセン、みかん、コーラ全部
を平らげなければ、ゴールイン
することができません。
たのしいようで苦しい競技。



◀団体の東西綱引き — 文・布川対文間・東文
間各50名ずつで3回勝負。しかし軍配は後者に。

展望の各種団体リレー — 選ばれた走者 ▶
の責任は重大。優勝は若さの青年会 (男子)
が獲得。

来年もみんなそろって参加いたしましょう。



つづいて保存いたしましょう

議 会 だ よ り

三千二百四十四万七千円を補正

47年度一般会計予算

○ 議案第一号 利根町助役定数条例の廃止について

利根町助役定数条例(昭和30年条例第20号)は廃止する。

○ 議案第二号 利根町簡易水道使用料徴収条例の廃止について

利根町簡易水道使用料徴収条例(昭和36年条例第67号)は廃止する。

○ 議案第三号 利根町建設機械使用条例の廃止について

利根町建設機械使用条例(昭和39年条例第86号)は廃止する。

○ 議案第四号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の廃止について

議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(和年43年条例第3号)は廃止する。

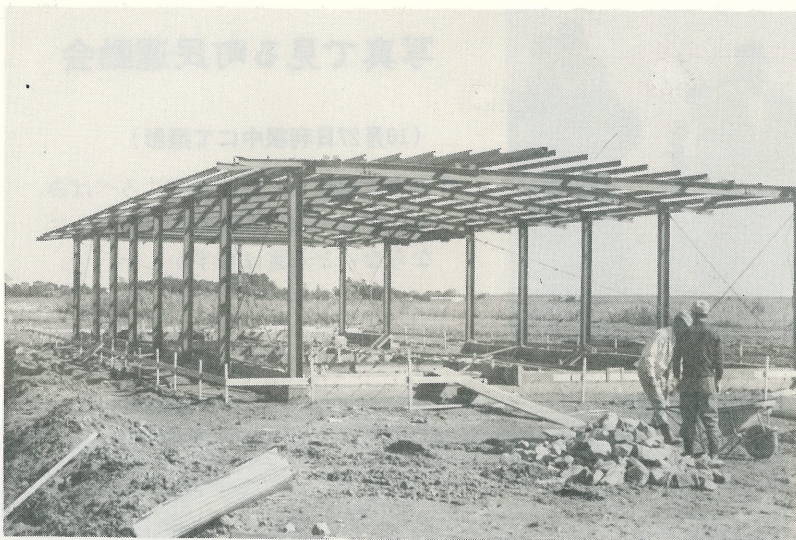
○ 議案第五号 利根町有線放送電話に関する条例の廃止について

利根町有線放送電話に関する条例(昭和39年条例第94号)

○ 議案第六号 利根町有線放送電話施設負担金徴収条例の廃止について

利根町有線放送電話施設負担金徴収条例(昭和39年条例第92号)は廃止する。

利根町有線放送電話施設負担金徴収条例の廃止について



写真は、利根町営国保診療所の改築工事です。完成は来年1月31日の予定。

担金徴収条例(昭和39年条例第87号)は廃止する。

○ 議案第七号 有線放送電話事業特別会計条例の廃止について

有線放送電話事業特別会計条例(昭和39年条例第92号)は廃止する。

附 則

以上七条例とも公布の日から施行する。

○ 議案第八号 利根町国保診療所改築工事

療所改築工事請負契約について

昭和47年8月26日利根町契約条例第2条の規定に基づき指名競争入札に付した利根町

国保診療所改築工事について次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

一、契約の目的
利根町国保診療所改築工事

二、契約の方法
指名競争入札による契約

三、契約の金額
一千四百八十四万五千元

四、契約の相手方
茨城県竜ヶ崎市横町四二一 九 有限会社社桜井材木店

五、工期
昭和47年9月1日から昭和48年1月31日まで。

○ 議案第九号 利根町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

利根町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和40年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改正する

附 則
この条例は公布の日から施行し、昭和47年4月1日か

ら適用する。(別表)

職 名	報酬月額	旅費の額
議 長	四六、〇〇〇円	町 長
副議長	三九、〇〇〇円	助 助
議 員	三六、〇〇〇円	助 助
		役 役

○ 議案第十号 利根町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

利根町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改正する。

附 則
この条例は公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

(別表第1)

区 分	給料月額
町 長	一七五、〇〇〇円
助 助	一四〇、〇〇〇円
収入役	一三〇、〇〇〇円

○ 議案第十一号 利根町職員定数条例の全部改正について
利根町職員定数条例(昭和45年条例第18号)の全部を次の(3)頁へつづく

のとおり改正する。

(定義)

第1条 この条例で「職員」

とは町長、議会、教育委員会
農業委員会の事務部に常時
勤務する地方公務員で一般職
に属する者(教育長及び6月
以内の期間を定めて雇用され
る者を除く)をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は次の各
号に掲げるとおりとする。

(1)町長の事務部局の職員

事務事員 54人

技術吏員 3人

その他の職員 9人

計66人

(2)議会事務部局の職員

事務局長 1人

書記(兼) 2人

計3人

(3)教育委員会事務部局の職員

事務吏員 6人

技術吏員 1人

その他の職員 14人

計21人

(4)農業委員会事務部局の職員

事務吏員 4人

第3条 前条に掲げる職員の
定数の当該事務部局内の配分
は任命権者が定める。

附則

この条例は公布の日から施
行し昭和47年9月1日から
適用する。



写真は文間小学校の運動会。埋立工事も終わ
り、広くなった新しい校庭で行なわれました。

○議案第十二号 昭和47年度
利根町一般会計補正予算(第
3号)について

昭和47年度利根町の一般会
計補正予算(第3号)は次に
定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入
歳出それぞれ三千二百四十四
万七千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞ
れ四億二千七百五十六万一千

円とする。(既定額は、三億
九千五百一十一万四千円)

補正予算の歳入及び歳出に
ついては次のとおりです。

◎歳入

- ・町税 九百九十二万円
- ・使用料及び手数料 八十三万四千円
- ・国庫支出金 百七十一万円
- ・県支出金 五十五万三千元
- ・寄付金 八万円
- ・繰越金二千七百三十五万円

◎歳出

- ・町債 △八百万円
- ・歳入合計三千二百四十四万
七千円

用です。

- ・ごみ捨場埋立工事費 百二十万円
- ・町有沼の埋立てのための費
- ・し尿処理焼却炉増設工事
負担金 二十六万五千元
- ・農道台帳作成委託料 四十四万円
- ・町道台帳整備委託料 三十五万円
- ・立木新田橋取付道路新設工
事費 二十四万四千元
- ・公会堂横へ台地道路新設工
事費追加分 六百万円
- ・下井押付新田5号線舗装工
事費 百八十万円
- ・中谷地内17号線舗装工事費
八十四万円
- ・立崎地内6百4号線舗装工
事費 百二十六万円
- ・単県工事地元負担金 五百二十九万円
- ・立木新田橋掛替工事費 百三万二千元
- ・布川下屋敷排水路整備費 七十二万円
- ・第1分団消防器具置場新設
工事費 五十万円
- ・文間小学校庭埋立工事代 四百四十九万円
- ・利根中芝張り工事代 七十万円
- ・利根中砂場工事代 七十万円

主な歳出をあげてみますと
次のとおりです。

・車購入代(三台) 百四十七万一千円

行政需用が非常に多くなっ
たためのものです。

・水質測定機代 三十万円

新利根川の排水を定期的
に数箇所に分けて測定し、汚染
度を調査するものです。

・地籍調査委託料五十五万円

地籍調査とは、各人の土地
の一筆調査(地番・地目・境
界・登記まで)です。

・国定資産税計算センター委
託料 百二十万六千元

・老人福祉報償費

二十一万二千七百五十円
80才以上長寿祝記念品代

・利根中校庭整地工事代不足
分 四十万円
。ピアノ購入代 六十四万円

六十万円

○議案第十三号 昭和47年度

利根町国民健康保険特別会計
補正予算(第1号)について

昭和47年度利根町国民健康
保険特別会計補正予算(第1
号)は次の定めるところによ
る。

(歳入歳出予算の補正)

事業勘定の歳入歳出予算の
総額に歳入歳出それぞれ六十
二万円を増額し、歳入歳出予
算の総額をそれぞれ九千二百
七十九万円。

直営診療施設勘定の歳入歳
出予算総額に歳入歳出それぞ
れ四万円を増額し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞ
れ三千七百五十四万七千円と
する。

(事業勘定)

○歳入

・繰越金 六十二万円

○歳出

・前納報償金 三万円
・国庫補助金返還金 五十九万円

(施設勘定)

○歳入

・繰越金 二万四千元
・雑入 一万六千元

○歳出

・被服費(白衣) 一万七千元
・月刊紙代 九千元
・医師賠償保険料 一万九百六十円

一部負担金還付金三千元

(償還金利子及割引料)

○議案第十四号及び第十五号

教育委員会委員の任命につ
いて

次の者を教育委員会の委員
に任命したいから地方教育行
政の組織及び運営に関する法
律第4条第1項の規定によつ
て議会の同意を求めぬ。

利根町大字押戸

大越 恒郎 一二六四番地

明治40年9月4日生

利根町大字立木

大竹 智海 一三六八番地

明治42年3月2日生

○議案第十六号 町道の路線

一部供用廃止について
利根町大字布川字台一四九
九番の一・一五二〇番の一地
先の町道路線敷の供用を次の
とおり廃止するものとする。

一、土地の表示

利根町大字布川字台

一四九九番の一

一五一〇番の一

地先町道路敷

○議案第十七号 利根町有地

払下げについて

利根町有地を次のものに無
償払下げするものとする。

大字横須賀字坂下五六〇の
二山林二三一m²

大字大房 坂本 良夫

大字横須賀字坂下五六一の
二山林一九八m²

大字横須賀 弓削 博

〔注〕この件については、町

道工事のため、いったん町へ
寄付していただいた山林を工
事が完了したので、両地主に
払下げを行なったものです。

○議案第十八号 恩給、年金

制度の改善に関する決議案
次の四議員から、恩給・年
金制度の改善に関する決議案
が提出されました。内容につ
いては省略いたします。

大越 恒郎

大竹 智海

利根町大字立木

大越 恒郎

大竹 智海

利根町大字立木

大越 恒郎

大竹 智海

利根町大字立木

大越 恒郎

大竹 智海

利根町大字立木

大越 恒郎

大竹 智海

利根町大字立木

大越 恒郎

大竹 智海

利根町大字立木

大越 恒郎

大竹 智海

杉山 潔

矢沢 利平

篠崎 正一

飯塚 良平

〔おこわり〕
この議会だよりは、先月号
の続きですので申し添えます。

無免許

飲酒

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

無免許

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

飲酒

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

酒を飲んだら運転しない。
たとえ少量でも酒を飲んだら
運転することはできません。
アルコールの程度のいかんを
問わずいっさいの酒気帯び運
転は禁止されておりまして
。無免許運転も絶対できませ

取手署の話によると、まだ
まだ違反者がかかり見受けら
れるとのことでした。

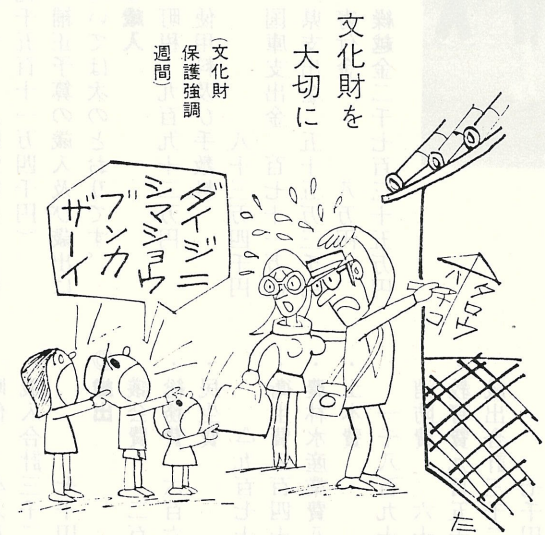
この春第一回交通安全モデ
ル地区研究集會が、利根中学
校で開かれ、その際行なわれ
た決議のなかに、次のような
ことがうたわれております。

一、自動車運転する時には
絶対にお酒は飲みません。ま
たお酒を飲んだ時には、運転
しません。自動車を運転する
かたにはお酒は絶対提供いた
しません。

一、無免許では自動車は運転
しません。また、無免許の人
には運転をすすめません。
(また自動車を貸しません)
以上は必ず厳守して恐しい
交通事故はたとえ一件たりと
も出さないようにいたしまし
よう。

たばこは町で
買いましよう

たばこ消費税は、町の
大きな財源となります。
町の財源確保のため、
たばこは町のたばこ屋さ
んで買うようご協力くだ
さい。



たばこは町で
買いましよう

羽木谷チームが優勝 利根町バレーボール大会

10月22日、利根中学校の体育館で、体育協会主催、教育委員会後援による利根町バレーボール大会が行なわれました。

この日は、町内から12チームが参加し、毎日のように練習したかいがあって、はなばなしい熱戦が繰り広げられました。

とくに決勝戦は、東文間の羽木谷チーム対教職員で行な

われ、1対1の後、一点一点息づまるような激しい試合が展開されました。

その結果、優勝は、東文間の羽中、福木、中谷連合の羽木谷チーム。準優勝は教職員チームと決定。それぞれ本年度新たに作った町長杯、議長杯(トロフィー)を獲得いたしました。

また、11月26日には、茨城県ママさんバレーが行なわれ



写真は、町長杯を獲得した羽中、福木、中谷連合チームの皆さんです。

利根町から東文間と布川の両チームが出場することになっております。

ご健闘をお祈り申し上げます。

青年会だより

日増に秋も深まってまいりました。

さて、利根町青年会もキャンプ・交流会・バレーボールと活動をしてまいりましたが青年会活動も後半にはいつてますますがんばりたいと思っております。

また、青年会活動と町内の皆さんとの輪を広げる意味でもよろしくお願いいたします。なお、青年会では次のような行事を行なっております。

青年会行事内容

執行部会ー毎月27日

全体会ー毎月5日
(午後8時〜10時)

ダンス講習ー毎月10日
(午後7時30〜10時)

学習会ー毎月第1木曜日
(午後7時30〜10時)

(以上青年会事務所)

バレーボールー毎月第2・4土曜日(午後7時30〜9時30)

(利根中体育館)

○各部の集会日時(毎月)
産業部ー第1・3木曜日
(午後8時〜10時)

文化部ー10・20・30日
(午後7時40〜9時40)

体育部ー第1土曜日
(午後8時〜10時)

(以上青年会事務所)
家政部ー第1日曜日
(午前9時〜午後2時)

(利根町公会堂)

青年会に入会したいと思われるかたは、もよりの青年会員、もしくは、飯塚義夫までご連絡ください。
電話は八三八六です。

小作料について

本年も小作料納入の時期が近づきましたので、次の事項に留意の上、遺憾のないようお願いいたします。

①昭和45年10月1日以前の契約農地については、従前どおりの小作料ですので、違反のないよう注意してください。
なお、小作料は一筆ごとに算出されていますが、

田にあつては10アルル当たり四千二百円程度。
畑にあつては10アルル当たり二千円程度。

(契約書に明記されております。)

勤労感謝の日



23日は「勤労感謝の日」です。法律で決められている国民の祝日は、一年間のうち12あり、この日です。この祝日は全部終わることになります。勤労感謝の日は、むかしから伝わっている農作物の収穫感謝の風習をいかしながら、勤労の尊さを重んじ、その勤労のおかげで、あらゆる生産物に恵まれたことを祝い、おたがいに感謝し合おうという日です。

26日から「秋の全国火災予防運動」が始まります。

商工会だより

◆青色申告決算の準備と注意点
 支払手形：忘れずに控えに記入しましょう。

①現金出納帳
 現金残高は、毎日確認するよう習慣づけてください。

②銀行勘定帳
 預金経過をつかみ小切手を切る時は、いちおう残高を確かめてください。

③買掛帳
 調査時の内部証拠としての証拠である買掛帳も身のあるかしの一つの手段となりませぬ。

④売掛帳
 必ず毎月の計と残高の確認を忘れず。残高は常にゼロになれば理想です。

⑤手形記入帳
 受取手形：記帳前に必ず点検を行なう。記載事項もれが無効を招きます。

◆年末調整について
 十二月の給料支払で青色申告専従者の年末調整を忘れずにいたしましょう。

源泉税がなくとも一人別徴収簿を整理し、年末調整をしてください。

源泉税のある人は、一月十日までに納付するのです。

一年間のしめくりの月が

○固定資産台帳
 使用可能期間一年未満・取得価格五万円以下のものはその使用時の年分の必要経費になります。

⑦経費帳
 家事用と事業用の経費を年末に一括あんどんしましょう。

○年末調整について
 十二月の給料支払で青色申告専従者の年末調整を忘れずにいたしましょう。

源泉税がなくとも一人別徴収簿を整理し、年末調整をしてください。

源泉税のある人は、一月十日までに納付するのです。

一年間のしめくりの月が

○一般店舗、事務所、倉庫
 契約金百万円

○配当金(掛金の二割がもと)

○掛金(年間)三、五〇〇円

○掛金の安い火災共済にはいりましょう

朝晩はめつきり寒くなりまして。火の恋しい季節でもあり、そして火災の多発期でもあります。

あなたの財産をまもる茨城県火災共済に加入しましょう。

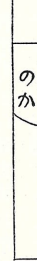
住宅及び収容の自家用家財契約金百万円

掛金(年間)二、〇〇〇円

○一般店舗、事務所、倉庫
 契約金百万円

○配当金(掛金の二割がもと)

○掛金(年間)三、五〇〇円



みなさん、ごみとだまものさよなら



すみません



なんのヤサイだろうねえ?



キクの葉菜だったのか

広報文芸

俳句： 奥山 長沼 霞水
 若さ、き海よりつゞく富士裾野

紅葉のたより文うく朝の冷え旅立ちの妻若く見ゆ葉けいと

バスゆれて尾花飛び交う信州路

わくら葉の秋ヒツソリと吾病めり

短歌： 羽中 高橋 良助

晩秋の取入れ終へし刈稲田あちこちに見ゆ白鷺の群

自転車を通る道々ふくいくといづくに咲くか木犀香る

菊ダリや色とりどりの秋の庭片へに楚々とコスモスの咲く

る)がつきます。

◆青年部指導者研修会

去る十月二十五・二十六日

筑波「江戸屋」にて開催、当青年部から新井幸雄・山口清両君が出席しました。

○神栖町商工会青年部部长

若手経営者海外研修会に参加して

○商工会青年部の実態調査について

○分科会
 知事との対話(十一月十六日)

若手経営者の主張発表会()

四十八年一月)等について、研究討論が活発に展開された若手経営者の青年部加入をおすすめします。

◆労働保険

建設関係、ガソリン、石油販売等は、従業員一人以上、他の事業所でも従業員五人以上は強制加入となります。

手続等については、商工会が事務代行を行なっております。該当されるかたは申し込んでください。

◆会員親睦研修旅行実施

去る十月二十日、五十八名の参加を得て、鹿島神宮、千葉県銚子のヤマサ醤油工場を見学、一山いけすにて懇親会香取神宮参拝と日帰りコースを実施いたしました。

これらの研修会等について今後のご意見をお待ちしております。

(利根町商工会事務局)

町勢	(昭和47.11.1現在)	
世帯数	1,798	
人口	8,484	{ 男 4,143 女 4,341
発行所	利根町役場	一郎係
町長集	小島栄広	2211, 2212
編集	総務課	2213
電話	(利根)	(029768)
印刷	倉沢印刷株式会社	